



# 長野県報

2月6日(木)  
令和2年  
(2020年)  
第78号

## 目次

### 規則

県営住宅等に関する規則の一部を改正する規則（建築住宅課公営住宅室）…………… 1

### 告示

土地収用法に基づく事業の認定（総合政策課）…………… 1

森林法に基づく保安林の指定（森林づくり推進課）…………… 2

保安林の指定施業要件の変更（3件）（森林づくり推進課）…………… 2

平成27年長野県告示第163号（土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（砂防課）…………… 3

平成27年長野県告示第167号（土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（砂防課）…………… 3

都市計画事業の認可（3件）（都市・まちづくり課）…………… 3

都市計画事業の事業計画の変更認可（都市・まちづくり課）…………… 4

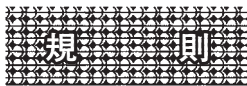
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）…………… 4

### 公告

特定調達契約に係る一般競争入札（建設政策課技術管理室）…………… 5

都市計画事業の事業計画の変更認可（都市・まちづくり課）…………… 6

特定調達契約に係る一般競争入札（生活排水課）…………… 6



### 規則

県営住宅等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年2月6日

長野県知事 阿部 守一

#### 長野県規則第3号

県営住宅等に関する規則の一部を改正する規則

県営住宅等に関する規則（昭和44年長野県規則第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1中「松川団地 細野団地」を

「松川団地」に改める。

様式第2号中「その他の債務について」の次に「入居時の家賃の月額20月分に相当する額を限度として」を加える。

#### 附則

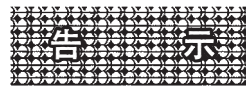
（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 令和2年3月31日までに入居する者が提出する県営住宅等に関する条例（昭和35年長野県条例第33号）第9条第1項第1号に規定する誓約書については、この規則による改正後の県営住宅等に関する規則様式第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

建築住宅課公営住宅室



### 告示

#### 長野県告示第24号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

令和2年2月6日

長野県知事 阿部 守一

1 起業者の名称

千曲市

2 事業の種類

あんず・雨宮統合保育園（仮称）建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分

長野県千曲市大字生萱字本誓寺地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号要件(収用適格事業)

あんず・兩宮統合保育園(仮称)建設事業(以下「本件事業」という。)は、法第3条第23号に掲げる社会福祉法による社会福祉事業の用に供する施設に該当することから、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号要件(起業者の意思と能力)

本件事業の起業者である千曲市は、事業遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有していると認められることから、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号要件(事業計画の公益性)

ア 本件事業の施行により得られる利益

あんず保育園及び兩宮保育園は、ともに建築から50年近くが経過し、建物の老朽化が進行していることに加え、現行の耐震基準にも適合していない。また、兩宮保育園の敷地の一部が土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)に指定されていることから、園児の安全性の確保の面で支障がある。

本件事業は、これらの課題を解決するため、新たに適正な規模の用地を確保し、あんず保育園及び兩宮保育園を統合した保育園の整備を図るものである。

本件事業の実施により、施設の効率的な運営や維持管理経費の削減、園児の安全性の確保や利便性の向上が図られる等、市民サービスの向上が期待される。

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益は、相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益

本件事業に係る起業地(以下「本件起業地」という。)は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)による周知の埋蔵文化財包蔵地内であるが、発掘調査等の適切な措置を講ずるとしている。また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)により保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件起業地については、周辺環境等から選定された3つの候補地を、社会的、技術的及び経済的観点から総合的に比較検討した結果、最も合理的であると認められる。

エ 比較衡量

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益と、本件事業の施行により失われる利益とを比較衡量した結果、前者が優越すると認められるため、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件(土地を収用する公益上の必要性)

ア 本件事業を早期に施行する必要性

(3)のイのとおり、あんず保育園及び兩宮保育園は、施設の老朽化や、建物が現行の耐震基準に適合していないなど、園児の安全性の確保の面で支障があり、その解消が喫緊の課題であることから、本件事業は早期に施行されるべき事業と

認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件起業地の範囲は、本件事業のために必要な面積に限定されており、適正かつ合理的な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

千曲市役所次世代支援部保育課

総合政策課

長野県告示第25号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のように保安林に指定します。

令和2年2月6日

長野県知事 阿部守一

1 保安林の所在場所

飯田市千代1483の10、1483の63

2 指定の目的

干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第26号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更します。

令和2年2月6日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

飯田市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

干害の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第27号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更します。

令和2年2月6日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 駒ヶ根市（次の図に示す部分に限る。）
2 保安林として指定された目的 干害の防備
3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び駒ヶ根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第28号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更します。

令和2年2月6日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 上伊那郡辰野町（次の図に示す部分に限る。）
2 保安林として指定された目的 干害の防備
3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び辰野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第29号

平成27年長野県告示第163号（土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正します。

令和2年2月6日

長野県知事 阿部守一

1中「万平1、万平2」を「桜ノ沢1、桜ノ沢2」に改める。

砂防課

長野県告示第30号

平成27年長野県告示第167号（土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正します。

令和2年2月6日

長野県知事 阿部守一

1中「万平1、万平2」を「桜ノ沢1、桜ノ沢2」に改める。

砂防課

長野県告示第31号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしましたので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

令和2年2月6日

長野県知事 阿部守一

- 1 施行者の名称 飯田市
2 都市計画事業の種類及び名称 飯田都市計画広場事業 1号 リニア駅前多目的交流広場
3 事業施行期間 令和2年2月6日から 令和10年3月31日まで
4 事業地
(1) 収用の部分 長野県飯田市上郷飯沼 地内
(2) 使用の部分 なし

都市・まちづくり課

**長野県告示第32号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をいたしましたので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

令和2年2月6日

長野県知事 阿部 守一

- 1 施行者の名称  
飯田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
飯田都市計画道路事業 3・5・44号リニア駅前停車場線
- 3 事業施行期間  
令和2年2月6日から  
令和10年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
長野県飯田市上郷飯沼地内
  - (2) 使用の部分  
なし

都市・まちづくり課

**長野県告示第33号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をいたしましたので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

令和2年2月6日

長野県知事 阿部 守一

- 1 施行者の名称  
飯田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
飯田都市計画駐車場事業 第3号 リニア駅前駐車場
- 3 事業施行期間  
令和2年2月6日から  
令和10年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
長野県飯田市上郷飯沼地内
  - (2) 使用の部分  
なし

都市・まちづくり課

**長野県告示第34号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

令和2年2月6日

長野県知事 阿部 守一

- 1 施行者の名称  
松本市

- 2 都市計画事業の種類及び名称  
松本都市計画道路事業 3・4・34号中条白板線
- 3 事業施行期間  
平成25年5月20日から  
令和5年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし

都市・まちづくり課

**長野県佐久建設事務所告示第1号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和2年2月27日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年2月6日

長野県佐久建設事務所長 市岡 進

- 1 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 信濃追分停車場線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
北佐久郡軽井沢町大字追分字西軽井沢1074番の2地先から北佐久郡軽井沢町大字追分字小原沢上960番の30地先まで	旧	4.6~20.9 m	0.5065 km
同 上		4.6~20.9	0.5065
北佐久郡軽井沢町大字追分字西軽井沢1074番の2地先から北佐久郡軽井沢町大字追分字小原沢上960番の25地先まで	新	10.2~39.2	0.4840

- 2 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 借宿小諸線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
北佐久郡軽井沢町大字追分字鴨原堰西983番の29地先から北佐久郡軽井沢町大字追分字小原沢上959番の74地先まで	旧	6.0~8.5 m	0.3227 km
同 上	新	6.0~8.5	0.3227
		7.3~36.6	0.3313

道路管理課